○国土交通省告示第四百十七号

民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第三条第三項の規定に基づき、財団法人民間都市開発推進機構から、名称を次のように変更する旨の届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十五年四月十日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　名称

（変更前）財団法人民間都市開発推進機構

（変更後）一般財団法人民間都市開発推進機構

二　変更年月日　平成二十五年四月一日

○北海道開発局告示第五十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月十日

北海道開発局長　関　博之

一　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道空知郡南富良野町字金山一一七番二地先から同町字金山三四六番地先まで	前	九・八五メートル	〇・〇六〇キロメートル
	後	一〇・〇〇～一一・九二メートル	〇・〇六〇キロメートル
北海道空知郡南富良野町字金山三四六番地先から同町字金山五四番一地先まで	前	九・八五メートル	〇・〇六一キロメートル
	後	一〇・〇〇～一一・八〇メートル	〇・〇六一キロメートル
北海道空知郡南富良野町字金山一一四八番地先から同町字金山一一九番一地先まで	前	一〇・八五～二六・六〇メートル	〇・〇五八キロメートル
	後	一一・〇〇～二六・六六メートル	〇・〇五八キロメートル
北海道斜里郡小清水町字美和五五六番四から同町字神浦一八七番一まで	前	二一・七七～七四・六八メートル	一・二七七キロメートル
	後	二九・一四～一七六・九五メートル	一・一五五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

国会事項

参議院

質問主意書提出

四月八日議員から次の質問主意書が提出された。

武器輸出三原則等に関する質問主意書（糸数慶子提出）（第七三号）

ハーグ条約及び親権の在り方に関する質問主意書（浜田和幸提出）（第七四号）

裁判官訴追委員会への訴追請求に対する政府の見解に関する質問主意書（浜田和幸提出）（第七五号）

質問主意書転送

四月八日次の質問主意書を内閣に転送した。

日朝平壌宣言に関する第三回質問主意書（有田芳生提出）（第六九号）

重粒子線がん治療に関する質問主意書（有田芳生提出）（第七〇号）

我が国のサイバーセキュリティ政策に関する質問主意書（藤末健三提出）（第七一号）

食用油の表示に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第七二号）

叙位・叙勲

○叙位

正五位に叙する

織田　三郎　菊地　眞一
関　敏夫　高野　秀勝
野澤　政二　山田　文人

従五位に叙する（各通）

飯島　俊　木下　英一
廣瀬　久長　細江　敏雄

正六位に叙する（各通）

浅野　匠　岡　忠士
木村　進　佐野　忠重
白井　茂樹　田村　忠吉
西尾　武久　林　俊三
村山　熊夫

従六位に叙する（各通）

浅川　政雄
鈴木　太郎

正七位に叙する（各通）

大澤　秀男
杉雄

従七位に叙する（以上三月四日）

北田　紘平
下川喜久男
寺林　誠
新田　昌
河口　幸男
澤田　三郎
津田　醇一
深澤　博
上野　宏

正五位に叙する

朝井　蒲
川上　政雄

従五位に叙する（各通）

阿南　至徳　岩田百合人
薄田　善重　来栖　重成
土屋　知明　並木　盛一
降幡　源信　古幡新太郎
吉川　清重

正六位に叙する（各通）

正七位

宮沢　芳孝

従六位に叙する（各通）（以上三月五日）

（東京学芸大学名誉教授）

新井秀一郎

（大阪市立大学名誉教授）

南齋　征夫

従四位に叙する（各通）

石橋　大造　伊藤　一正

正五位に叙する（各通）

新井　尚
野里　爲伸

正八位

吉江　正二

正六位に叙する（各通）

大澤　重一　小野　毅
肝付　文也　久保　房義
齋藤　憲美　末澤　仁
羽成　淳

従七位

従五位に叙する（各通）

大河内政昭　佐々木晶子

正八位

藤井　弘
吉岡　荘平

従六位に叙する（各通）

寺坂佐久男
狩野　幸介
熊井　恒次
中田　乾
堀向　忠雄
山内昭三郎

従七位に叙する（各通）（以上三月六日）

（東京農工大学名誉教授）　正七位

瀬戸山秀一

従六位に叙する（各通）

有澤　宗重
河西　正弘
山田　孝治

従七位に叙する（各通）

小澤　剛　児島　泰夫

（大分県巡査部長）

正七位に叙する（各通）

下田　明
山本　章二

正四位に叙する

山口　良太
高橋　健

安保　昭三
古野　大六
森田　英俊

河内　敏昭
上田　彰
杉山　志郎

上野　眞
清水　敏雄
藤田　芳男
森下　實